

(催しの名称)に係る火災予防上必要な業務に関する計画

1 総則

(1) 目的

この計画は、備北地区消防組合火災予防条例第42条の3第1項（以下「条例」という。）に基づき (催しの名称)における火災予防について必要な事項を定め、当該催しにおける火災の発生及び人命の安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画は、(催しの名称)の主催者（又は広島県露店商業協同組合（以下「組合」という。））及び主催者（又は組合）が出店を認める全ての露店等に適用する。

(3) 防火担当者の選任及び権限

(催しの名称)における火災予防業務を管理・監督するため、以下に記載する者を当該催しの防火担当者として選任する。

(役職) (防火担当者氏名)

防火担当者は、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- ア 出店する露店等の関係者への当該計画の周知及び実施の徹底
- イ 火災が発生した場合の消火・通報・避難誘導を行う各担当責任者への指示等
- ウ その他当該計画の実施にあたり、必要な事項について所轄消防署との連絡調整

(4) 消防機関への報告及び連絡

防火担当者は、計画の作成及び変更を行った場合は、遅滞なく消防長へ届出を行うものとする。

(5) 防火担当者への連絡事項

当該催しにおいて露店等を開設する者のうち次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火担当者に連絡し、火災予防上必要な指示を受けなければならない。

- ア 使用する対象火気器具の数量・種別を変更したとき
- イ 携帯用発電機等の使用に際し、使用する軽油・ガソリン等危険物の数量・種別を変更したとき

(5) 来場者に対する安全確保

当該催し会場に、あらかじめ客席を設ける場合については、別図に記すとおり配置することとする。

(6) 配置図の作成

当該計画に添付する露店等の配置図には、次に掲げる事項が読み取れるように明記するものとする。

ア 開設する露店等の位置

イ 対象火気器具等及び危険物を使用する露店の位置並びに消火器の設置位置

エ 会場内における避難経路図

ウ 会場内の客席の設置場所

(7) 消火器の準備

対象火気器具等を使用する露店等の関係者は、能力単位が1単位以上の消火器（水バケツ、住宅用消火器及びエアゾール式簡易消火用具を除く。）を1本以上準備することとし、次の事項に留意して適切な維持管理に努め、不備等があった場合は、交換を行うなど適切な対応を行うものとする。

ア 消火器本体に腐食（サビ等）が認められないか。

イ 安全栓は取り付けられているか。

ウ 耐圧式消火器の場合は、使用圧力が適正な範囲内を指示しているか。

エ 消火器に表示されている使用期限内であるか。

(8) 火災が発生した際の初動対応

火災が発生した場合は、下表の順位により対応するものとする。

対応区分	第1順位	第2順位	第3順位
初期消火	出火した店舗関係者	左記の周囲にある店舗関係者	左記に該当しない店舗の関係者
避難誘導	出火した店舗の周囲にある店舗関係者	左記に該当しない店舗の関係者	出火した店舗の関係者
消防機関への通報（119番）	同上	同上	同上

火災が発生した場合は、出火した露店の関係者が初期消火にあたり、その周囲にある露店の関係者が避難誘導及び消防機関への通報を行うものとする。

なお、来場者等の安全確保のため、初期消火及び避難誘導は消防機関への通報よりも優先して実施するものとする。

各担当責任者名簿

各担当責任者名	氏名	連絡先
消火責任者		
消火副責任者		
避難誘導責任者		
避難誘導副責任者		
通報連絡責任者		
通報連絡副責任者		

防火担当者氏名	連絡先